

小平都市計画概要

(令和3年作成)

*住居表示整備等に伴い、「位置」等が告示当時から変更されている箇所があります。本概要では、混乱を避けるために「位置」等は令和3年4月現在の名称を採用しております。そのため、「位置」等は告示の内容を正確に示したものではありません。

都市計画区域

小平市は多摩地区の東北部に位置し、都心から西へ26km、武蔵野台地のうち最も広大な面積を占めている。都市計画区域は昭和17年東村山都市計画の一部として決定され(昭和17年12月22日内務省告示第738号)、昭和37年10月1日の市制移行に伴い東村山都市計画区域から分離し、独立した(昭和38年9月2日建設省告示第2251号)。

区域区分

市街化区域及び市街化調整区域

「市街化区域」は既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」とする。

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	告示年月日	告示番号	備考
2,085ha	2,085ha	—	昭和45年12月26日	東京都告示第1415号	
2,046ha	2,046ha	—	平成8年5月31日	〃 第657号	行政面積と整合を図るため面積精査
〃	〃	—	平成16年6月24日	〃 第1066号	都市計画法改正に伴い改めて区域区分を定める

地域地区

用途地域

用途地域とは、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、都市計画法に基づき建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度である。

内容	告示年月日	告示番号	備考
用途地域の指定	昭和37年7月26日	建設省告示第1789号	東村山都市計画の一部として決定
用途地域の変更	昭和38年9月2日	〃 第2256号	市制施行に伴い小平都市計画に変更
用途地域の決定	昭和48年11月20日	東京都告示第1207号	新都市計画法の施行に伴う指定
用途地域の変更	昭和56年4月10日	〃 第383号	一斉見直し
〃	昭和58年1月20日	〃 第54号	都営住宅建替事業に伴う変更
〃	平成元年10月11日	〃 第1044号	一斉見直し
用途地域の決定	平成8年5月31日	〃 第677号	都市計画法改正に伴う指定(一斉見直し)
用途地域の変更	平成11年4月13日	〃 第544号	地区計画決定に伴う変更
〃	平成16年6月24日	〃 第1085号	都市計画道路の整備等に伴う見直し
〃	平成19年12月18日	〃 第1635号	地区計画決定に伴う変更
〃	平成28年3月25日	小平市告示第116号	〃
〃	平成30年3月28日	〃 第61号	〃
〃	平成30年8月10日	〃 第158号	〃